

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示（平成六年二月二十三日運輸省告示第百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第三十一条の告示で定める有害液体物質は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第百四十九号）別表第八の三の船型の欄が「1」、「2」又は「2k」となる物質とする。</p>	<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第三十一条の告示で定める有害液体物質は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第百四十九号）別表第八の三の船型の欄が「1」、「2」又は「2k」となる物質とする。</p>

○大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示（平成十七年二月一日国土交通省告示第百二十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、<u>海洋汚染防止設備等</u>、<u>海洋汚染防止緊急措置手引書等</u>、<u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書</u>に関する技術上の基準等に関する省令（以下「<u>技術基準省令</u>」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、<u>海洋汚染防止設備等</u>、<u>海洋汚染防止緊急措置手引書等</u>及び<u>大気汚染防止検査対象設備</u>に関する技術上の基準等に関する省令（以下「<u>技術基準省令</u>」という。）において使用する用語の例による。</p>

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号の用途を定める告示（平成十七年二月一日国土交通省告示第百二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示</p>	<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号の用途を定める告示</p>
<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六の国土交通大臣が定める用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号の国土交通大臣が定める用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五（略）</p>